

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条から第十一条まで（現行のとおり） （東京都自然環境保全審議会）</p> <p>第十二条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一から四まで（現行のとおり）</p> <p>五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）及び温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）の規定によりその権限に属する事項に関すること。</p> <p>六 東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の規定によりその権限に属する事項及び自然公園法（昭和三十一年法律第百六十一号）第九条第二項の国定公園に関する公園事業に関すること。</p> <p>七（現行のとおり）</p> <p>3から9まで（現行のとおり）</p> <p>第十三条から第二十四条まで（現行のとおり） （野生動植物保護地区）</p> <p>第二十五条（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条から第十一条まで（略） （東京都自然環境保全審議会）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一から四まで（略）</p> <p>五 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）及び温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）の規定によりその権限に属する事項に関すること。</p> <p>六 東京都自然公園条例（平成十四年東京都条例第九十五号）の規定によりその権限に属する事項及び自然公園法（昭和三十一年法律第百六十一号）第七条第四項の国定公園に関する公園事業に関すること。</p> <p>七（略）</p> <p>3から9まで（略）</p> <p>第十三条から第二十四条まで（略） （野生動植物保護地区）</p> <p>第二十五条（略）</p>

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一から四まで (現行のとおり)

五 自然公園法第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うもの又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うものを行う場合

六及び七 (現行のとおり)

第二十六条から第二十九条まで (現行のとおり)

(許可及び届出の適用除外)

第三十条 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 自然公園法第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うもの又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 (現行のとおり)

2 (略)

3 (略)

一から四まで (略)

五 自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うもの又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うものを行う場合

六及び七 (略)

第二十六条から第二十九条まで (略)

(許可及び届出の適用除外)

第三十条 (略)

一及び二 (略)

三 自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うもの又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うもの

四 (略)

2 (現行のとおり)

一から三まで (現行のとおり)

四 自然公園法第四十三條第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うもの又は東京都自然公園条例第十八條第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うもの

五及び六 (現行のとおり)

第三十一条から第四十二条まで (現行のとおり)

(東京都希少野生動植物保護区の指定等)

第四十三条 (現行のとおり)

2から5まで (現行のとおり)

6 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

一 自然公園法第四十三條第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うもの又は東京都自然公園条例第十八條第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に

2 (略)

一から三まで (略)

四 自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うもの又は東京都自然公園条例第十八條第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うもの

五及び六 (略)

第三十一条から第四十二条まで (略)

(東京都希少野生動植物保護区の指定等)

第四十三条 (略)

2から5まで (略)

6 (略)

一 (略)

一 自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従つて行うもの又は東京都自然公園条例第十八條第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項

従って行うもの

三及び四 (現行のとおり)

第四十四条から第五十五条の二まで (現行のとおり)

(適用除外)

第五十六条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の許可に係る行為、同法第二十条第九項第四号若しくは第二十一条第八項第四号に掲げる行為若しくは同法第六十八条の協議に係る行為又は東京都自然公園条例第十二条第一項の許可に係る行為若しくは同条第六項第三号に掲げる行為

三 自然公園法第四十三条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従って行うもの又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従って行うもの

四から九まで (現行のとおり)

第七章 雑則

第五十七条から第六十九条まで (現行のとおり)

に従って行うもの

三及び四 (略)

第四十四条から第五十五条の二まで (略)

(適用除外)

第五十六条 (略)

一 (略)

二 自然公園法第十三条第三項若しくは第十四条第三項の許可に係る行為、同法第十三条第九項第三号若しくは第十四条第八項第三号に掲げる行為若しくは同法第五十六条の協議に係る行為又は東京都自然公園条例第十二条第一項の許可に係る行為若しくは同条第六項第三号に掲げる行為

三 自然公園法第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従って行うもの又は東京都自然公園条例第十八条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号若しくは第三号に掲げる事項に従って行うもの

四から九まで (略)

第七章 雑則

第五十七条から第六十九条まで (略)